

(仮称) 「北新宿 3 丁目プロジェクト」建設計画に関する意見書

現在、新宿区北新宿 3 丁目 9 4 2 - 4 (地番) に、(仮称) 「北新宿 3 丁目プロジェクト」建設計画が進められています。

この計画に対し、近隣住民から、生活環境に及ぼす影響の大きさに、多くの不安の声が寄せられています。現在、近隣住民と建築主との間で話し合いが行われていますが、合意に至っていません。

新宿区では、都市計画の高度地区を変更し、建築物の絶対高さ制限を、平成 1 8 年 3 月 3 1 日に告示・施行することとなっていますが、施行以前に着工する計画に対しても、建築主に対し、絶対高さ制限の趣旨に理解を求めているところです。

今般、区議会へ近隣住民から、この建設計画に対し、建築物の絶対高さ制限、周辺の景観及び住環境に配慮した計画とすること等を求め、陳情が提出され、平成 1 8 年第 1 回定例会で、これを採択したところです。

よって、東京都におかれましては、この趣旨をご理解いただき、当該建設計画地の近隣住民と建築主との調整に関し、一層のご尽力を要請するものです。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成 1 8 年 3 月 2 3 日

新宿区議会議長 名

東京都知事 あて